

加茂港港湾計画書(案)

— 改 訂 —

平成 26 年 2 月

加茂港港湾管理者

山 形 県

本計画書は、

・平成9年11月第17回山形県地方港湾審議会の議を経、その後の変更については

・平成24年7月第24回山形県地方港湾審議会の議を経た加茂港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
1	加茂港への要請	1
2	計画の基本方針	2
II	港湾の能力	3
III	港湾施設の規模及び配置	4
1	公共埠頭計画	4
2	水域施設計画	4
3	外郭施設計画	5
4	マリーナ計画	5
5	港湾環境整備施設計画	5
IV	土地利用計画	6

I 港湾計画の方針

1 加茂港への要請

加茂港は、山形県日本海側の中央部に位置し、古くから地域の物流の拠点として重要な役割を果たしてきた港湾であり、現在では水産業や海洋教育の場として利用されている。本港は、山形県沿岸漁業の振興及び海洋研究の促進等の要請を踏まえ、昭和27年地方港湾に指定されている。

本港が位置する庄内地域では、日本海沿岸東北自動車道等の高速交通体系の整備により、地域産業の活性化や生活圏の拡大等の発展が期待されている。こうしたことから、本港には水産業等の地域産業や経済活動の中核となる港湾機能が求められている。

さらに、本港では平成14年度に人工の海浜や磯場として整備した加茂レインボービーチが供用されるなど海洋性レクリエーションの拠点となっているほか、背後地には県水産試験場や県立加茂水産高校、鶴岡市立加茂水族館が立地している。こうしたことから、加茂港においては海洋研究・教育活動・観光の拠点として、賑わいのある港湾空間の形成が求められている。

2 計画の基本方針

山形県の地域産業や経済活動を支え、海洋研究・教育活動・観光の拠点として港湾機能を充実させ、交流・環境・安全と多岐に渡る役割を担う港湾を実現するため、平成40年代前半を目標年次として、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂する。

- 1) 港湾における船舶の安全な航行や停泊を確保するため、港内の静穏度の向上を図る。
- 2) 港湾における快適な環境の創造を図るため、県民が海に親しむことのできる開放的な親水空間の創出を図る。
- 3) 快適で安全な港湾空間を持続するために、良好な維持管理に努めていく。

以上の方針のもと、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- 金沢地区、加茂地区加茂、今泉地区は船だまり関連ゾーンとする。
- 加茂地区浜町西部、加茂地区海岸は緑地レクリエーションゾーンとする。
- 加茂地区浜町東部は物流関連ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（平成40年代前半）における取扱貨物量を次のように定める。

取 扱 貨物量	内 貿	2千トン
	合 計	2千トン

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 加茂地区

水産品、重油等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 4.5 m 岸壁 2 バース 延長 120 m

[既定計画の変更計画]

〔	既定計画	〕		
	水深 5.5 m	岸壁	延長 70 m	
	水深 4.5 m	岸壁	延長 50 m (既設)	

2 水域施設計画

係留施設の計画に対して、水域施設を次のとおり計画する。

2-1 泊地

加茂地区 水深 4.5 m [既定計画の変更計画]

〔	既定計画	〕	
	水深 5.5 m	面積 3 ha	

3 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶の航行安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

3-1 防波堤

加茂地区 防波堤（南）（第3） 延長300m

（うち225m既設）〔既定計画〕

4 マリーナ計画

4-1 加茂地区

需要が見込まれないため、以下のマリーナを削除する。

既定計画

泊地 水深3m 面積1ha

防波堤（波除） 延長20m

船揚場 延長40m

レクリエーション施設用地 2ha

5 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について、次のとおり計画する。

（1）来訪者が集い・賑わうための連続的な空間を確保するため、緑地を次のとおり計画する。

加茂地区 緑地 1ha（うち1ha既設）〔既設の変更計画〕

IV 土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

(単位：h a)

地区名	用途 埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
金沢地区	(1) 1			(1) 1		(1) 1
加茂地区	(1) 1	(2) 2	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(5) 5
今泉地区	(1) 1			(1) 1		(1) 1
合計	(2) 2	(2) 2	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(5) 5

注1：() は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。